

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの確立を重要な経営課題として位置付けており、「透明性の高い経営」「株主重視の効率的な経営」「コンプライアンス遵守の経営」を実践してまいります。

なお、企業の社会的責任を果たすため、社会貢献や法令遵守の徹底を推進するとともに、内部統制システムの運用・改善等に取り組んでおります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

#### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山崎陽子	803,170	10.52
光通信株式会社	542,700	7.11
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	522,300	6.84
山崎武幹	462,000	6.05
山崎武寛	462,000	6.05
KSK従業員持株会	304,730	3.99
石井公子	157,200	2.06
AGS株式会社	147,000	1.92
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR : FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	121,900	1.60
村上洋子	107,300	1.41

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
多和田 英俊	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
多和田 英俊			公認会計士として多くの企業での監査経験があり、他社の社外取締役としての経験も有することから、経営全般の監視と有効な助言が得られるものと判断したため。 独立役員として指定した理由は、当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役はすべての取締役会に出席すると共に、取締役会から独立して取締役の職務執行の適法性を監査しております。また、監査役は取締役等からの報告の聴取、重要な決裁書類の閲覧、子会社の調査等により監査を実施する一方、監査役全員で構成される監査役会は、会計監査人からの報告のほか必要な情報や意見の交換を行い、それぞれの立場で得られた内容を共有することにより、監査精度の向上と効果的な改善が図られるよう努めております。さらに、四半期毎に監査法人を交えて実施される決算報告会に、監査役も出席し具体的な決算上の処理や課題について情報を共有しております。

内部監査の組織としては、内部監査室を設置し3名の専従者がおります。内部監査室は業務執行ラインとは異なる立場で、主として社内の業務執行状況を検査し、不正や過誤の予防と防止に努めております。なお、連絡会要領に基づき四半期ごとに監査役会と連絡会議を開催し内部監査の状況についての報告や、内部監査実施時に監査役が立会うことを通じて意見交換を行うことにより、監査精度の向上と効果的な改善が図られるよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
杉本 一志	弁護士													
塩畑 一男	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 ）」、「過去」に該当している場合は「 ）」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉本 一志			弁護士としての専門的知見を有していることから、有効な助言が得られるものと判断したため。 独立役員として指定した理由は、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため。

塩畑 一男		経営者として複数の企業経営に携わった豊富な経験と幅広い見識を活かし監査をしてもらうため。 独立役員として指定した理由は、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため。
-------	--	--

## 【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

### その他独立役員に関する事項

当社は、「KSKグループ役員選任基準」を定め、その中で社外取締役を選任する上での基準を次のように定めております。  
 社外取締役就任の前10年間に当社又は子会社の取締役等でないこと  
 当社又は子会社の「業務執行取締役もしくは執行役又は支配人その他の使用人」でないこと  
 当社を支配する個人、又は親会社の取締役、執行役、支配人その他の使用人でないこと  
 当社の兄弟会社の業務執行取締役等でないこと  
 当社の取締役、支配人、その他の重要な使用人又は支配個人の配偶者、二親等内の親族ではないこと

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

### 該当項目に関する補足説明

当社では、会社や個人の業績(会社業績予想値や担当する事業セグメント業績への貢献度等)により変動する業績連動型報酬制度と、長期的な課題に対するインセンティブとしてのストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

### 該当項目に関する補足説明 更新

- イ. 株式会社KSKの社内取締役を対象とした、株式報酬型ストックオプションを、役員報酬枠とは別枠で年額40,000千円を上限として割り当てております。  
 ロ. 新たな中期経営計画「TRUST50」の策定に合わせて、2019年度に株式会社KSKの社内取締役および従業員を対象とした、ストックオプションとしての新株予約権の発行を定時株主総会で決議しております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

### 該当項目に関する補足説明 更新

取締役(社外役員は除く)と監査役(社外役員は除く)及び社外役員、それぞれの報酬等の総額と報酬等の種類別の総額を開示しております。  
 2019年度中に取締役及び監査役並びに社外役員に支払った報酬の額は以下のとおりであります。  
 ・取締役(社外取締役を除く)報酬等の総額 177百万円(うち固定報酬 124百万円、業績連動報酬 23百万円、ストック・オプション 29百万円)  
 ・監査役(社外監査役を除く)報酬等の総額 6百万円(全て固定報酬)  
 ・社外役員報酬等の総額 9百万円(全て固定報酬)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 <span style="background-color: orange; color: white; padding: 2px;">更新</span>	あり
--	----

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- イ. 役員の報酬等に関する基本方針  
 a. 各役員の報酬は、取締役および監査役それぞれについて、株主総会の決議により定められた報酬等の限度額の範囲内で役員報酬規程等に基づき決定する。

- b. 当社の経営理念に基づく経営を実践し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高める。
- c. 業績連動報酬と非連動報酬とのバランス、および同業他社との報酬水準を考慮した報酬体系とする。
- d. 社外役員協議会の意見を尊重した、透明性と客観性の高い決定プロセスを実現する。

ロ. 役員報酬等の構成

当社の役員報酬は、会社や個人の業績(会社業績予想値や担当する事業セグメント業績への貢献度等)により変動する業績連動報酬と、長期的な課題に対するインセンティブとしてのストック・オプションから成る報酬、および役職(職位)に応じて決定する固定的な報酬の非連動報酬により構成されております。

ハ. 業績連動報酬の指標、当該指標を選択した理由および業績連動報酬の額の決定方法

取締役の業績連動報酬に係る指標は、全社指標として、当該事業年度の業績予想公表値に対する、売上高、営業利益、当期純利益の3つの指標の達成率を勘案し、セグメント指標として、セグメント売上高伸び率、セグメント利益伸び率、セグメント利益率の3つの指標を勘案することとしております。当該指標を選択した理由は、業務執行の成果を客観的に測る指標として適切と考えられるためです。当事業年度における業績連動報酬額は、当該指標の実績値を基本として決定しております。

ニ. 報酬決定のプロセス

社外役員協議会に対し、同業他社との比較による報酬水準の確認や、業績連動指標の評価項目や、妥当性について意見を聴取の上、取締役会の決議により一任された代表取締役が、当社の業績及び担当事業における成果等を総合的に勘案し、協議により役員報酬を決定しております。

**【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】**

現在、社外取締役及び社外監査役の職務を補助する専用スタッフを配置しておりませんが、社外監査役への情報伝達は常勤の監査役が行い、社外取締役への情報伝達も含め経営企画担当が必要なサポートを行っております。

**【代表取締役社長等を退任した者の状況】**

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

当社では、経営上の諮問を行うため、取締役会長又は取締役社長であった者に対し相談役を副社長又は専務であったものに対して顧問を委嘱することのできる制度を定めております。

現在、当社には相談役又は顧問を委嘱している者はありません。

**2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)** 更新

(1)業務執行、監視の仕組み

・経営の透明性

毎月の経営状況について予算と実績との乖離状況、問題点など各部門の責任者及び役員が情報を共有し、問題・課題について迅速な処置を行っております。

また、毎月経営陣が各部門の責任者及び中堅管理者から直接マネジメントレビューを行い、業務執行状況の確認や問題・課題等の解決について指示を行っております。

・取締役会の充実

取締役会は、迅速な意思決定と経営責任を明確にするために7名(提出日現在)の取締役で構成し、定時取締役会及び重要案件が発生したときの臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会においては、会社の重要事項を決議するとともに、月次の業績進捗状況報告及び四半期単位での担当取締役による業務執行状況の報告を行っております。

・執行役員制度の導入

組織の活性化と業務執行の迅速性および機能の向上を図ることを目的に、執行役員制度を導入しております。

・リスク管理体制の整備の状況等

当社は、激しく変化する事業環境の中で、事業運営に伴うリスクを的確に予測・管理し損害の発生を未然に防止することで、顧客、投資家等の当社に対する信頼の維持と強化をはかることが重要であると認識し、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有を図ることを目的とした、リスク管理委員会を設置しております。

個々の問題に関しては、顧問弁護士から法務に関する問題等について必要に応じてアドバイスを受けており、また公認会計士や労務コンサルタント等社外の専門家と常時密接な連携を持ち、経営の適法性について監視体制を保っております。また、個人情報保護や品質管理、環境保全等の具体的なリスクに関しては、それぞれマネジメントシステムを構築して日常的なリスク管理を実施しております。

なお、事業継続に関わるような災害発生時に備え、事業継続計画(BCP)を策定し緊急時の基本方針と対応を定めております。

・会計監査人評価方針

監査役及び監査役会は、毎年会計監査人に対して評価を行っております。この評価については日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき総合的に評価しております。

・社外役員協議会

非執行部門という共通性を持った社外役員等からなる「社外役員協議会」は、当社経営陣から独立した中立的な見地から、取締役の選任プロセス及び報酬等の決定プロセスに関与するなど経営の客観性・透明性を高めております。

・役員選任基準と選任手続

当社グループの役員選任の基準と手続を定め、社内役員および社外役員それぞれの選任基準を満たす候補者を選定の上、社外役員協議会に提示しその協議結果を付して取締役会において決議しております。

(2)会計監査の状況

会計監査につきましては、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。当社は同監査法人が独立の第三者として公正不偏な立場で監査が実施できるよう環境を整備しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

現状の企業統治の体制を採用する理由は、客観的・中立の立場で経営を監視できる社外取締役(独立役員)1名を取締役会のメンバーとし、社内の事情や業務に精通している常勤監査役1名と、法律等の専門的な知見や経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有する非常勤監査役(社外監査役かつ独立役員)2名からなる監査役会、及び非執行部門という共通性を持った社外役員等からなる「社外役員協議会」によって、経営陣から分離・独立した機能によるガバナンスの強化が図られており、経営の監視についても十分に機能する体制が整っていると判断していることからあり、当面は現状のガバナンス体制を維持することとしております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は総会開催日の21日前に発送いたしましたが、招集通知発送に先立ちその2日前に東京証券取引所および当社ホームページに株主総会招集通知を掲載し、早期の情報提供に努めております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	実施時期: 5月 実施内容: 決算の説明 2020年5月28日に予定しておりました決算説明会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止といたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	弊社ホームページ( <a href="https://www.ksk.co.jp/ir/library.html">https://www.ksk.co.jp/ir/library.html</a> )にて決算説明会資料、説明会動画(一定期間)、有価証券報告書、適時開示資料、決算資料、招集通知、決議通知、年次報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当: 取締役執行役員管理本部長 川辺 恭輔 IR事務連絡責任者: 金谷 新 IR担当部署名: 管理本部経営企画担当	
その他	機関投資家やアナリストからの個別の要請に対応し、個別にIRミーティングを行っております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「KSKグループ企業行動憲章」や「社員の行動規範」の中で、お客様や取引先、地域社会の皆さんと良好な信頼関係を構築し、互いに認め合い、敬意を持って接することを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001に基づき環境保護活動を推進しており、周辺地域の美化や環境保護を目的に社員が自主的に行っている「Team KSK ECO CLUB」の活動に対し、全面的な支援を行っております。 また、企業が長期的、継続的な成長を実現するためには従業員一人ひとりの健康が不可欠であるとの考えから「健康経営宣言」を行い、従業員の健康の維持・増進のための活動を継続的に行っております。その活動が評価され、本年2月、経済産業省と東京証券取引所が共同で、上場企業の中から「健康経営」に優れた企業を選出する「健康経営銘柄」に2年連続で選定されました。また、経済産業省と日本健康会議が共同で取組んでいる「健康経営優良法人(ホワイト500)」にも4年連続で認定されました。
その他	連結業績を基準に配当性向30%以上を目処に配当を行うという、利益配分に関する基本方針を定めております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 当社は、企業活動における遵法の精神を「KSKグループ企業行動憲章」として定めております。
  - b. コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス体制の基礎として「役員服務規程」と「社員の行動規範」を制定し社内研修等を通じて社内に周知しております。
  - c. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力及び団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応を取っております。
  - d. 当社は、代表取締役会長直轄の「内部監査室」を設置しており、業務執行ラインとは異なる立場で組織及び制度の監査や業務監査等を実施し、不正及び過誤の防止に努め、監査結果を代表取締役会長や取締役会に報告するとともに、監査対象部門に改善事項を勧告してその改善状況の確認を行っております。
  - e. 重要事項については、顧問契約をしている弁護士、税理士、公認会計士等外部の専門家と事前相談を行っております。
  - f. 「通報・相談窓口規程」に基づき、社内通報システムを有効に活用しております。
- (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の重要な意思決定及び取締役への報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する「文書管理規程」に基づいて行うほか、全社において5S活動を展開し、文書や情報の整理・整頓を行い、必要な情報が効率よく管理される体制を構築しております。
- (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. 当社は、代表取締役社長をリスク管理の最高責任者とし、リスク管理担当役員を委員長とするリスク管理委員会を設置し、全社的なリスク管理を推進する。また、「リスク管理規程」を制定しております。
  - b. 当社は受注後のプロジェクト管理について「プロジェクト管理規程」を制定するとともに、受注時の審査に関する「プロジェクト審査規程」を制定しております。
- (4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 取締役会規則や組織規程、業務分掌規程、職務権限規程を必要に応じて見直しております。
  - b. 当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定を行う。なお、必要に応じて書面又は電磁的記録により同意の意思表示を行う方法も含めた、臨時取締役会の開催を併用し、迅速な意思決定を行っております。
  - c. 当社は事業部制を採用し事業計画を策定するとともに、その執行状況については取締役会で報告を行っております。
- (5)当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制
  - a. 当社は、子会社から毎月事業内容の報告を受けるほか、重要事項の執行については、子会社と締結している「ガバナンス契約」に基づき事前同意を得ることとしております。
  - b. 当社で制定しているコンプライアンス体制の基礎となる「社員の行動規範」を子会社にも適用している。また、主要な社内規程についてはグループ規程として制定し、グループ内各社共通のルールとしております。
  - c. 当社の管理本部が、グループ会社管理規程に基づき子会社の管理を担当しております。
  - d. 当社の監査役は、子会社の業務の適正性に問題があると思われる場合は、必要に応じて調査を行っております。
  - e. 当社で整備する社内通報システムの適用範囲にグループ会社を含めて運用しております。
- (6)監査役を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役から職務を補助する使用人を置くよう要望があった場合は、独立した部署を置き、必要な人員を配置することとしております。
- (7)前項の使用人の取締役からの独立性確保に関する事項  
監査役を補助する使用人を置いた場合は、当人の人事異動、人事評価、懲戒処分等を行う場合には、事前に監査役の意見を聞き、これを尊重するものいたします。
- (8)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
  - a. 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したときは、監査役に報告することにしております。
  - b. 内部通報や社内処分があった場合、担当する役員又は使用人は監査役に報告することにしております。
  - c. 通報者が、通報や相談をしたことを理由に、不利な扱いを受けないよう「通報・相談窓口規程」に不利益取扱い禁止条項を設けております。
- (9)その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
  - a. 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、内部監査部門とも連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。
  - b. 監査役が実効のある監査を行えるよう、監査業務に伴い発生する費用については、速やかに処理することとしております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとることを定めております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### (1) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

#### (2) 取締役の選任および解任決議要件について

取締役の選任決議については、株主総会において議決権を行使する事が出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する旨を定款に定めております。

取締役の解任決議についても、株主総会において議決権を行使する事が出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する旨を定款に定めております。

#### (3) 株主総会の特別決議要件

株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する旨を定款に定めております。

#### (4) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

・自己株式の取得

経営環境の変化に即応し機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって市場取引等によって自己株式を取得することが出来る旨を定款に定めております。

・中間配当

株主への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議によって「毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者」に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当)を行うことができる旨を定款で定めております。

#### (5) 責任免除規定

社外取締役及び社外監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため当社と社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨を定款で定めております。

#### (6) 補欠監査役の選任及びその効力の期限

法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え補欠の監査役を選任できる旨、及び補欠監査役の選任の有効期限を2年とする旨を定款で定めております。

